

【イギリス】2020年農業法の制定

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020年11月、イギリスのEU離脱を踏まえ、農業者に対する資金援助枠組みの見直し等を行う法律が制定された。

1 制定の背景等

2020年11月11日、2020年農業法¹（以下「農業法」）が制定された。同法は、EUの共通農業政策（Common Agricultural Policy: CAP）²から脱してイギリス独自の政策を実施するものとして、2019年12月の女王演説でも触れられていた³。その際、農業法制定の目的として挙げられたのは、①農業者を官僚的な共通農業政策から解放し、「公共財のための公的資金」に基づく制度に移行すること、②単純に農地の総量に基づいて農業者に支払われる現在の補助金制度に代えて、農業者が環境の改善、動物福祉の改善及びより持続可能な方法による高品質な食品の生産のために行った努力に対して報酬を与えること、③官僚的で欠陥のある共通農業政策から、効率的な農業経営と環境の改善が調和した制度への円滑かつ段階的な移行を確実にするために、農業者等を支援するという政府の公約を実現すること、④「公共財のための公的資金」という原則に基づく新しい環境的土地管理計画の枠組みを設定することの4点である⁴。

2 農業法の概要

農業法は、全8部58か条附則7編から成る。その構成は、第1部「資金援助」（第1条～第18条）、第2部「食品及び農産物市場」（第19条～第22条）、第3部「農業食品サプライチェーンにおける透明性及び公正性」（第23条～第32条）、第4部「農業経営及び農村に関する事項」（第33条～第36条）、第5部「農産物」（第37条～第42条）、第6部「世界貿易機関〔の〕農業に関する協定」（第43条～第45条）、第7部「ウェールズ及び北アイルランド」（第46条～第48条）、第8部「一般及び末尾規定」（第49条～第58条）となっている。

施行日は、制定日に施行されるか、又は主務大臣の定める委任命令（議会制定法の委任に基づいて制定される命令）⁵等により定められた日に施行される一部の規定を除いて、2021年1月11日である（第57条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月8日である。また、〔 〕は、筆者による補記である。

¹ Agriculture Act 2020 c.21. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/21/contents/enacted>>

² その概要については、「EUの農業政策」農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_seisaku/eu.html#1> を参照。

³ 瀧澤和子「【イギリス】2019-20年会期の予定法案」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, p.17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480102_po_02830107.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

⁴ Queen's Speech December 2019 - background briefing notes, 19 December 2019, pp.17-18. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/853886/Queen_s_Speech_December_2019_-_background_briefing_notes.pdf>

⁵ 実際に、例外的な市況により悪影響を受ける又はその可能性のある農業者に対して、主務大臣が資金援助を認めることができる旨の規定（第20条及び第21条）の施行日を2021年1月1日とする委任命令が制定されている。The Agriculture Act 2020 (Commencement No. 1) Regulations 2020 (S.I. 2020/1650). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi>>

3 農業法の主な内容

(1) 資金援助枠組みの見直し（第1部）

イギリスの農業に対しては、従来、共通農業政策の下で、毎年約 40 億ユーロ⁶の予算が割り当てられてきた⁷。その内訳は、①当該予算の約 81%（2020 年は 32.1 億ユーロ）を占め、農業者の所得を保障するための「価格・所得政策」と、②予算の約 19%（2020 年は 7.56 億ユーロ）を占め、環境的成果、農業の生産性、社会・経済的成果及び農村の成長を支援するための「農村振興政策」に大きく分けることができた。しかし、この既存の支援枠組みは、何らかの具体的な公益に対して農業者に報酬を与えるものではなく、大規模な土地所有者に支払を集中させてきた、目標設定の不十分なものと批判されている⁸。

これに対して、農業法は、公共財の実現に対して資金援助を行うという原則に基づいている。具体的には、主務大臣による農業者及び土地管理者を対象とした資金援助は、次の目的に関連して行われる（第1条）。(a) 環境を保全し、増進するような土地又は水の管理、(b) 農村、農地又は林地への人々のアクセスとそこで楽しむことを支援し、環境についての理解を深めること、(c) 文化的又は自然的遺産を維持、復旧又は増強させるような土地又は水の管理、(d) 気候変動（からの影響）を緩和し、当該変動に適応できるような土地、水又は家畜の管理、(e) 環境からの災害を予防し、縮小し、防御するような土地又は水の管理、(f) 家畜の健康又は福祉の保全又は増進、(g) 家畜の野生原種（native livestock, native equines）又は当該原種に関連する遺伝資源の保護、(h) 植物の健康の保全又は増進、(i) 農業、園芸又は林業の実施に際して栽培し、若しくは使用した植物、その野生近縁種又は当該植物に関連する遺伝資源の保護、(j) 土壌の品質の保全又は増進⁹。

以上の資金援助枠組みの移行に関する規定はイングランドにおいて適用され、2021 年から 2027 年までの 7 年間で移行期間とされている（第 8 条）。

(2) データの収集及び共有（第3部）

農業者及び食品製造者の①生産性向上、②リスク及び市場の変動の管理、③動植物の健康及びトレーサビリティの推進を支援することなどを目的として（第 25 条）、農業食品に関わるサプライチェーン¹⁰に属するか又は密接に関係する者から、主務大臣がデータを収集し共有するための権限が設けられている（第 23 条）。

(3) 農業に関する協定（第6部）

世界貿易機関の農業に関する協定¹¹による義務に、イギリス国内の農業を適合させるため、主務大臣は規則を制定することができる（第 43 条）。

/2020/1650/contents/made>

⁶ 1 ユーロは、約 123 円（令和 3 年 1 月分報告省令レート）である。

⁷ “Agriculture Act 2020: Explanatory Notes,” p.7. Legislation.gov.uk Website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/21/pdfs/ukpgaen_20200021_en.pdf> 以下、本稿執筆に当たり、当該説明文書を全般にわたり参考にした。

⁸ Department for Environment, Food & Rural Affairs and The Rt Hon George Eustice MP, “Landmark Agriculture Bill becomes law,” 11 November 2020. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/news/landmark-agriculture-bill-becomes-law>>

⁹ 当該項目の翻訳に当たっては、みずほ情報総研株式会社『平成 31 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書』農林水産省、2020.3, p.50. <https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/attach/pdf/itaku31-9.pdf> を参照した。

¹⁰ 農業食品に関わるサプライチェーンは、一次生産者、中間食品加工業者、スーパーマーケット等の小売業者、個人消費者までを含むものとされる。op.cit.(7), p.28.

¹¹ 世界貿易機関（WTO）「農業に関する協定」外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000402.html>